

第3章 推進の方向性

環境保全についての理解を深め、環境保全活動への意欲を増進させるとともに、実際の行動に結びつけていくのに必要な実践力や問題解決力を身に付けるための基盤づくりとして、「1 人材の育成と活用」、「2 学習の場と機会の提供」、「3 教材・プログラムの整備」、「4 情報の収集と提供」、「5 環境学習関連施設等の連携と活用」の5つの重要な事項を推進する上での方向性や方策例について示します。

1 人材の育成と活用

地域や学校で環境に関する活動を実践しているリーダーや教職員、環境に関する専門的な知識等を有する人材を積極的に活用することは、地域や学校における環境学習の取組を充実させる上で大変重要です。特に、環境学習において重要となる体験活動や実践活動は、環境分野の専門家や環境保全活動を実践しているリーダーと一緒に行うことが有効です。

全ての主体が、それぞれの役割に応じて自主的、積極的に環境学習に取り組むために必要な人材を把握、育成するとともに、さまざまな主体との連携や協働により、その人材を活用できるシステムの充実を図ります。

学校においては、小・中学校・高等学校教職員の環境学習に関する研修等を行うことが大切です。

方策例

- ・ 環境学習リーダーの活用、及び環境学習リーダーを養成する講座や教職員等の資質向上に向けた教職員研修、交流会等の実施
- ・ 環境カウンセラーをはじめ、自然観察指導員など環境に関する専門家や指導者に関する人材の把握、確保と活用の促進
- ・ 自然保護思想の普及及び美しい郷土の保全を図るための自然保護推進員制度の活用
- ・ 環境保全活動・環境教育推進法に基づく登録人材認定等事業などにより、森林インストラクター等、専門知識と指導力を有する人材が育成、活用されるようなシステムの構築
- ・ 県民参加による森づくりを推進するため、森林活動ボランティアの指導者を養成する研修会の開催

- ・ 岡山県地球温暖化防止活動推進センターと連携した県地球温暖化防止活動推進員研修等による地球温暖化防止等環境保全活動を実践する人材の育成と活動支援
- ・ 環境保全型農業を推進するため、持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に基づく土づくり、化学肥料、化学合成農薬の使用低減を一体的に取り組むエコファーマーの育成
- ・ 地域の特性を生かした主体的・創造的な地域づくり活動を支援するための地域づくりアドバイザー等の人材の活用
- ・ 身近な自然と歴史文化や、地域の高齢者が持つ環境と共生の知恵を学び、生かしていくための担い手の育成と活動支援
- ・ 地域の環境資源を生かすエコツアー等を推進していく上で、必要なガイド等の人材の把握と、語り部養成講座等による育成
- ・ 岡山県表彰規程に基づく環境保全の実践活動が他の模範となる個人・団体の表彰及び活動事例の広報による環境保全活動を推進する人づくり
- ・ 事業者や民間団体の社会貢献活動促進のため、環境学習施設等で参加型学習を促進するファシリテーター（P35 参照）、体験型学習で解説するインタープリター（P35 参照）、専門家と地域間を調整するコーディネーター（P34 参照）などの人材の把握と情報等の提供
- ・ 住宅・建築物の省エネルギー化を推進するため、住宅・建築物の省エネ基準に係る基本的な考え方、設計手法等に関し、事業者向け講習会を実施

【環境学習リーダーの養成：「おかやま環境塾」の開催】

県では、広く県民に環境学習の機会を提供し、環境保全意識の高揚、普及啓発を図るとともに、地域や職域における環境学習リーダーを養成することを目的として、「おかやま環境塾」を開催しています。

平成 19 年度においては、大学や民間企業・団体、行政等の青年層を対象として体験学習や視察研修を主体とする宿泊研修（参加者：27 名）と、一般県民を



対象として講演等を主体とする一般研修（参加者：延べ 72 名）を実施しました。

研修では、参加者の「環境問題」に対する具体的な活動への動機付けがなされること、そして、その実践的な活動を行うために必要な知識・技術が習得されることを目指しています。

また、「おかやま環境塾」の修了者のうち意欲のある方に関しては、「岡山県環境学習リーダー」として登録し、県のホームページを通して、広く一般に情報提供させていただいております。

2 学習の場と機会の提供

県民一人ひとりが、日常の生活や事業活動と環境との関わりに気づき、身の回りの自然や環境について自主的、積極的に学ぶためには、多様な環境保全に関する学習や活動の場・機会を得ることが必要です。

県民が環境に対する正しい理解と認識を深め、環境保全に関する様々な活動に参加していくよう呼びかけるため、事業者、民間団体、行政等が連携し、環境学習のための施設設備等の整備や関連行事等の実施に努めます。また、多様な学習会、自然観察会、講演会等の開催や、環境学習の場に適切な環境学習指導者の派遣を行います。

学校においては、各学校の教育機能を地域社会に開放し、環境に関する学習の機会を積極的に提供していきます。

また、地域においては、学びと交流の拠点である公民館等を積極的に活用し、環境に関する学習及び活動の機会を提供するよう促します。

方策例

- ・ 環境月間における環境に関する講演会等の開催
- ・ 岡山県地球温暖化防止活動推進センターと連携、協力による環境セミナーなど地球温暖化防止等環境保全に関する普及啓発行事の開催
- ・ 省エネ・省資源など環境保全意識高揚のためのライトダウンキャンペーンや環境にやさしい買い物キャンペーン等の実施
- ・ 愛鳥週間等に関するポスターコンクールや標語の募集などによる環境保全の学習や活動への普及啓発
- ・ 「環境の日」、「みどりの月間」、「木づかい推進月間」、「動物愛護週間」、「瀬戸内海環境保全月間」、「児島湖流域環境保全推進月間」、「河川愛護月間」、「地球温暖化防止月間」、「エコドライブ推進月間」、「大気汚染防止推進月間」等における各種関連行事の開催
- ・ 環境関連施設等の見学や体験学習を行うエコツアーの実施
- ・ アダプト支援事業等の推進などによる、道路、河川、海岸、児島湖等における地域の多くの主体が環境保全活動に参画できる場・機会の創出

- ・ 子どもたちによる環境学習の場や機会となる「こどもエコクラブ」や「緑の少年隊」等への活動支援と普及啓発
- ・ 地域住民の植樹行事などによる多様な森づくりや、子どもたちへの緑と親しむ機会の提供
- ・ 環境に関する学習会や研修会、発表会、ワークショップ、シンポジウムや自然観察会、各種の自然体験活動などの継続的な提供や開催への支援
- ・ NPO等市民活動団体や森林組合等地域団体などとの協働による県立自然公園や生活環境保全林などの整備、管理
- ・ 一般県民向けの化学物質の正しい知識の普及を目的としたガイドブック等の作成と提供
- ・ 地域の自然や文化などへのふれあいにより環境保全意識を高めるための農林漁業体験学習や自然体験学習、海辺の自然学校などの推進
- ・ バイオマス発電や風力発電、太陽光発電など自然エネルギーに関する環境学習の場の提供
- ・ 農山漁村地域の自然環境や地域資源を生かすエコツーリズム等の推進による地域間交流の促進と環境学習の場と機会の提供
- ・ 国立・国定公園、県立自然公園を適切に利用するための施設整備や、長距離自然歩道の整備による自然体験等の場の提供
- ・ 治山・森林整備事業や、河川の水質浄化、河川公園整備、公園施設を兼ねた砂防事業等による水と緑に触れ合える場の創出と提供
- ・ 干潟、藻場等の保全・再生や、護岸、緑地、遊歩道等の一体整備による親水空間の確保、良好な海岸景観の形成など、自然に親しめる場の創出

3 教材・プログラムの整備

環境学習を推進していくには、行政及び県民、学校、事業者、民間団体等が協働し、発達段階や理解力、活動の場やテーマに応じて、そのねらいを明確にした教材やプログラムの整備を図る必要があります。また、教材やプログラムは、地域の特性に応じて作成し、改良、応用されることが大切です。

このため、教材の体系化を念頭に置きつつ、効果的な環境学習プログラムを研究、開発し、その活用を促進します。

学校においては、学年に応じた体系的なカリキュラムを整備し、一貫した環境学習ができるように工夫をしていきます。

方策例

- ・ 環境学習に関するプログラム、及びそれらを活用するためのモデルカリキュラム等の策定と提供
- ・ 身近で環境を学べる施設・環境学習用プログラムや、環境啓発ビデオ・DVDなど多様な教材・プログラムの収集、開発と管理
- ・ 一般県民向けの「エコライフ宣言」、事業者向けの「エコオフィス宣言」に関する日常生活や事業活動におけるプログラムやマニュアル等の作成と提供
- ・ 省エネ・省資源、地球温暖化対策などに関するインターネットを活用した情報提供

4 情報の収集と提供

環境学習や環境保全活動の実践のために必要な情報を得たり、教材等を作成するため、だれでも正確な環境情報を必要なときに必要な形で入手できるための情報基盤の整備、情報提供に関する体制の充実が必要です。

また、環境学習の指導者・環境保全活動の実践者など人材に関する情報や、環境学習・環境保全活動に係る場と機会に関する情報、環境学習のための教材等に関する情報等は、環境保全の取組を促進する上で大変重要であり、国や地方公共団体、学校、事業者、民間団体等が持つ情報や知識、取組などについても効果的に提供できるシステムの構築に努めます。

方策例

- ・ 県の環境白書や自然環境に関する情報マップ、各種関連冊子やリーフレット等による環境の現状や環境保全の取組に関する分かりやすい情報の提供
- ・ 市町村及び事業者、民間団体等による環境保全に関するプログラム等の収集、及びその作成支援のためのデータの共有、交流など情報ネットワークシステムの整備
- ・ 環境学習協働推進広場など、環境NPOの連携・協働の場を活用した環境学習に関する情報の収集及び共有の推進
- ・ 環境保全の学習や活動に係るインストラクターやファシリテーター（P35参照）、インタープリター（P35参照）等を育成、活用するための人材の情報の収集と提供
- ・ 国や他の自治体を実施する環境学習・環境保全活動に関する施策・事業、マニュアルなどの情報等の収集、整理と提供

5 環境学習関連施設等の連携と活用

体験や実践を重視する環境学習では、多様な学習の場が必要です。それぞれの地域や主体において、環境学習に取り組んでいくための中心となる施設の充実や機能の強化を図ります。

また、こうした環境学習関連施設や、市町村公民館など、地域の中心的な施設の連携を進め、様々な主体との協働により効果的な活用がなされるよう支援に努めるとともに、それらの施設を容易に活用できる仕組みづくりに努めます。

学校においては、校外学習等で環境学習関連施設との連携を積極的に進めていくことが大切です。

方策例

- ・ 環境保健センターの環境に関する学習図書、学習機材の整備と活用
- ・ 様々な環境情報の収集と提供、環境保全に関する普及啓発事業を行うため、岡山県環境保全事業団が設置している環境学習センター「アスエコ」の活用
- ・ 岡山県移動環境学習車及び搭載する実験機器や測定機器等の適切な管理と運用
- ・ 岡山県生涯学習センターや県立図書館などの社会教育施設及び森林や河川、海域、農地など自然や環境保全に関する学習や活動が可能な施設等の充実と活用
- ・ 岡山県地球温暖化防止活動推進センターとの連携、自然保護センターにおける関係機能の活用
- ・ 国や市町村、民間団体等が設立、運営等している環境学習関連施設、自然体験活動を行う各種施設との連携、及び環境学習を推進するための効果的な活用の促進

